

第3学年5組 社会科学学習指導案

日 時：平成28年10月12日（水）
場 所：3年5組教室 指導者：佐藤 淳志

1 単元名 これからの人権保障

2 単元の目標

- (1) 人権をめぐる近年の動向や人権上の諸課題について、公民としての立場から関心を持ち、追究している。(社会事象への関心・意欲・態度)
- (2) 憲法が想定していなかった、社会の変化に伴って生じた「新しい人権」について、そこから課題を見出したり、多面的・多角的に考察したりしている。(社会的な思考・判断・表現)
- (3) 社会の変化に伴って生じた「新しい人権」について、さまざまな資料から、課題を読み取ったり、その要点や論点をまとめ、発表したりしている。(資料活用の技能)
- (4) 人権に対する考え方が変化し、「新しい人権」が提唱されるようになってきたことを、具体的な事例や身近な事例を通して理解し、その知識を身につけている。(社会的事象についての知識・理解)

3 単元設定の理由

本単元は、社会や人びとの意識の変化によって、人権の考え方が変化してきたことについて、具体的な事例を通して気づかせるとともに、日本国憲法が想定していなかった「新しい人権」にはどのような課題があり、それらの解決がなぜ重要なのかを理解させることをねらいとしている。

生徒の多くは、社会科への興味・関心が高く、自分の意見を発表しようとする意欲を持っている。しかし、根拠となる資料をもとに発表し、自分の考えを深めるまでには至っていない。また、用語の意味や社会的事象のつながりを理解できず、自分の意見をもつことが難しく、または時間がかかる生徒が多い。

本時は、奇抜な外観が原因で訴訟となった、「まことちゃんハウス訴訟」を導入資料に使用し、環境権の問題が、身近にあることに気づかせることにより、下位生徒の人権についての興味・関心を高めたい。また、「国立マンション訴訟」に関する資料を使用することで、「新しい人権」は、社会や人びとの意識の変化に伴って生じてきたものであり、現行の憲法の枠組みや既存の法律だけでは対処しきれないものであることに気づかせるとともに、解決策を考えることを通して、社会的事象を多面的・多角的にとらえ、公正・公平に判断できる力を養わせたい。

4 指導計画（総時数4時間）

- (1) 新しい人権とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1（本時）
- (2) 新しい人権(1) 一産業や科学技術の発展と人権・・・・・・・・・・・・・1
- (3) 新しい人権(2) 一情報化の進展と人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- (4) グローバル社会と人権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

5 研究主題・副主題とのかかわり

本時では、「景観権」が認められるか否かについて、「根拠」をもとに判決を考えたり、表現したりすることで、社会的事象を多面的・多角的にとらえ、思考・判断する力を育むことができると考える。

ポイント② 学習課題の工夫

裁判所の判決を、班内で討論することを通して、「景観権」が成立するか否かについて、多面的・多角的に考えさせる。

ポイント⑤ 振り返りの工夫

班内の話し合いや他班の発表を通して、自分の考えがどう変わったか（変わらなかったのか）を、影響を受けた考えや、根拠とした憲法条文や法律などを明らかにしつつ自分の考えをまとめさせる。

6 本時の目標

「景観権」（環境権）について多面的・多角的に考えることを通して、「新しい人権」が社会や人びとの意識の変化から生まれ、内容や範囲が拡大・変化していることに気づくことができる。

7 学習過程

段階	学習活動・内容	時間 形態	○留意点 ◆評価 研究主題とのかかわり
導入	<p>1 学習課題を把握する。 (1) 地域の景観を損ねるとして訴訟となった事件について知る。</p> <p>(2) 写真を見て、自宅の隣に出来たらどう思うか発表する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「景観権」は、私たちにとって必要なものなのだろうか？</p> </div>	5 一斉	<p>○景観論争の一つとして、「まことちゃんハウス訴訟」を取り上げる。</p> <p>○この家の外壁の色や家屋の形状を巡って、近隣住民から訴訟が起こされたことを伝える。</p> <p>○原告、被告ともに「幸福追求の権利」からの裁判であることを確認させ、被告が勝訴したことを説明する。</p>
展開	<p>2 課題を追究する。 (1) 国立市に建設されたマンションの「景観権」を巡り、住民と開発業者が裁判で争ったことを知る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地裁判決～原告勝訴 ・高裁判決～被告勝訴 <p>(2) 自分ならば、どのような最高裁判決を下すか考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令違反はなく、経済活動の自由もあるので、開発者の勝訴。 ・大きな建物が建つのは迷惑だし、景観が損なわれ、幸福追求権に反するので住民側の勝訴。 <p>(3) 班で話し合い、発表する。</p> <p>(4) 最高裁判決を知り、学習課題について自身の考えをまとめ、発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法や法律で認められていない以上、「景観権」は必要ない。 ・人権として確定していないが、憲法13条・幸福追求権を基にした権利であり、必要である。 	<p>5 一斉</p> <p>10 個人</p> <p>15 班</p> <p>12 個人</p>	<p>○「国立マンション訴訟」の概要を説明し、住民（原告）は「景観権」が損なわれたと主張したのに対し、開発者（被告）は法令違反はないと主張したことを説明する。</p> <p>○裁判所の判断は、一審と二審とで分かれたことを説明する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ポイント② 既習の憲法条文や諸権利，法律を根拠として，景観権について考える。</p> </div> <p>○最高裁判決は、景観権は認めたが、本訴訟では、「景観権」の成立を認めず、被告が勝訴したことを説明する。</p> <p>○生徒一人一人が考えたのち、班内で討論し、班としての考えをまとめ、発表させる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ポイント⑤ 班内での話し合いや他班の考えを参考にして、課題について自分の考えをまとめる。</p> </div> <p>◆自分の言葉で理由・感想をまとめている。 (ワークシート)</p> <p>○ヨーロッパや白川郷のように街並みの保護のために、さまざまな規制や申し合わせがある一方で、京都市のように、景観条例があっても開発が著しい地域があることを説明する。</p>
まとめ	<p>3 次時以降の見通しをもつ。 環境権をはじめとする「新しい人権」は憲法には規定が無いが、社会の変化に伴って主張されるようになってきていることを知る。</p>	3 一斉	<p>○今回の事例は「環境権」と言われるものであること、社会の変化に伴い、この他にも「新しい人権」や課題がうまれている状況を説明する。</p>